慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	慶應義塾大学独文学研究室『研究年報』刊行会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学独文学研究室
Publication year	2014
Jtitle	研究年報 (Keio-Germanistik Jahresschrift). No.31 (2014. 3) ,p.222- 223
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN1006705X-20140331-0222

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学独文学研究室『研究年報』刊行会会則

I　名称、代表者、事務局

第1条　〔名称〕　本会は慶應義塾大学独文学研究室『研究年報』刊行会と称する。

第2条　〔代表者〕　本会の代表者は総会で選出された編集委員長がこれを兼任する。

第3条　〔事務局〕

(1)　本会の事務局は東京都港区三田2丁目15番45号慶應義塾大学文学部独文学研究室内に置く。

(2)　本会の事務局は、編集委員長、庶務および会計、会計監査の四名がこれを兼任する。

II　目的

第4条　本会は、会員の独語学・独文学およびその関連領域の研究活動を助成し、研究成果の発表を促進することをもってその目的とする。

III　会員

第5条　〔会員資格〕　以下の各号に掲げる用件の一を満たし、かつ別条に掲げたる所定の会費を納めた者は会員となることができる。

① 慶應義塾大学大学院文学研究科独文学専攻の修士課程または博士課程在学者

② 前号修士課程または博士課程修了者

③ 慶應義塾大学および義塾内諸学校における独語・独文学専任教員

④ 第3号に掲げたる職に在った者

⑤ 上記以外で事務局が適当と認めた者

第6条　〔正会員・賛助会員〕　本会の会員には、論文応募の権利を有する正会員と、それを有さず本会の運営を援助する賛助会員との二種を置く。

第7条　〔入会・退会手続き〕　本会への入会または本会よりの退会は随時とし、本人による入会または退会の意志が事務局に到達した時よりその効力を生ずる。但し、第5条第5号に該当する場合は、事務局の了解のあったその時よりその効力を生ずる。

IV　総会

第8条　〔構成〕　本会会員の全員をもって本会会員総会を構成する。

第9条　〔開催〕

(1)　総会の開催は編集委員長の召集によりこれを行う。

(2)　総会開催に必要な定足数は、以下の各号に掲げる議事の議決にあたっ

ては全会員数の三分の二とする。但し、この定足数は、欠席者の委任状をもってこれを満たすことができる。

① 本会会則の改正

② その他本会の運営にあたり重要な事柄

第10条 〔事務局役員の選出〕 総会では会員の互選により事務局役員を選出する。

第11条 〔議決〕 総会での議決は出席者の過半数による。

V 編集委員会

第12条 〔構成〕

(1) 編集委員会は、総会で選出された委員長、庶務、会計、会計監査各一名、ならびに『研究年報』当該号の原稿執筆者全員により構成される。

(2) 編集委員会は、前項の委員に加えて必要に応じ顧問を若干名置くことができる。

第13条 〔編集委員の任期〕

(1) 編集委員のうち委員長、庶務、会計、会計監査の四名の任期は6月1日より翌年の5月31日までの1年間とする。

(2) 編集委員のうち、『研究年報』当該号の原稿執筆者である者は、原稿を事務局に提出した時より、『研究年報』当該号の発行日までをその任期とする。

(3) 編集委員の再任はこれを妨げない。

第14条 〔編集委員会の業務〕

(1) 編集委員会は論文の採否決定を含む『研究年報』刊行に必要な業務全般を行う。

(2) 編集委員のうち、委員長、庶務、会計、会計監査の四名による事務局は、執筆者の原稿提出によって編集委員全員が決定するまで『研究年報』刊行に必要な業務全般を行う。

VI 会費、会計

第15条 〔経費支弁〕 本会の経費は、会費並びに『研究年報』当該号の原稿執筆者の自己負担分その他によりこれを支弁する。

第16条 〔会費〕 本会会員の会費は、機関誌『研究年報』当該号代金を含め、正会員年額5,000円、賛助会員年額3,000円とする。

第17条 〔会計年度〕 本会の会計年度は6月1日より翌年の5月31日までとする。

第18条 〔決算〕 本会事務局会計は、年度末の決算を総会で報告しなければならない。